

秋田県告示第94号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成29年2月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 (1) 処分をした年月日
平成29年1月24日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
目黒ハウス
潟上市天王字北野322番地37
目黒 誠 一
秋田県知事許可（般-24）第4525号
- (3) 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成29年1月20日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日
平成29年2月8日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社英明工務店
秋田市新屋船場町6番53号
代表取締役 加藤 憲 成
秋田県知事許可（特-28）第7560号
- (3) 処分の内容
造園工事業に係る特定建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成29年2月6日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日
平成29年2月8日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社オータキ
秋田市牛島東七丁目10番31号
代表取締役 大滝 浩 樹
秋田県知事許可（般-23）第80357号
- (3) 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業及び管工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成29年2月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日
平成29年2月10日
- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社秋栄建設
秋田市浜田字長坂19番地
代表取締役 加藤 重 美
秋田県知事許可（般-24）第9553号
- (3) 処分の内容
土木工事業、建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実
平成29年2月7日付けで土木工事業、建築工事業及び大工工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。